

## 実務研修・研究

裁判所では、裁判所事務官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官の実務能力や専門性の向上等を目的とした研修及び研究を行っています。

### 裁判所事務官の研修例

#### 事務官法律研修

大学法学部卒業者以外の事務官を対象に、基礎的な法学教育を行います。

#### 事務官専門研修

総務、人事及び会計の各分野について、その事務を処理するために必要な専門知識・技能を付与します。

### 裁判所書記官の研修・研究例

#### 書記官ブラッシュアップ研修

中堅書記官として書記官の職務全般を遂行するのに十分な知識・技能を付与するとともに、多様な裁判事務に対応する力を磨き上げます。

#### 書記官実務研究

書記官の実務における諸問題についての体系的・実証的な研究を行います。

### 家庭裁判所調査官の研修・研究例

#### 家裁調査官実務研修

若手家裁調査官を対象に実務能力の総合的な向上を図ります。

#### 家裁調査官専門研修

中堅家裁調査官を対象に職務遂行に必要な専門的知識の習得・技能の向上を図ります。

#### 家裁調査官特別研修

複雑困難な事件の調査に必要な面接技法や心理テスト技法の一層の向上を図ります。

#### 家裁調査官実務研究

家裁調査官の実務に必要な理論・技法に関する実証的な研究を行います。

\*ここに挙げたものはほんの一例であり、この他にも担当職務に必要な研修などを行っています。

## 語学研修

国際化の進展に伴い、裁判所を訪れる外国人の数は増加しています。裁判所では、英語を主とする外国語研修を実施しています。研修を通じて、外国人との窓口対応や、見学等で来庁した外国人に対する応接に必要な語学力を身に付けることができます。

## 在外研究

裁判所には職員の在外研究制度があります。在外研究員は海外に派遣され、裁判制度などの研究を行います。主な派遣先には、アメリカ、オーストラリア、フランス、ドイツがあります。

▼オーストラリア国立大学法学部長(当時)と



▲タスマニア州最高裁にて

私は、長期在外研究員として、平成23年の6月から1年間、オーストラリア連邦の首都キャンベラにあるオーストラリア国立大学に在籍し、同国の司法制度、特に、法廷通訳の実務について研究を行いました。

キャンベラでは、裁判所を訪問して実際に法廷通訳の付いた裁判を見学し、裁判官や職員の話や同僚と話をすることができました。また、私が在籍していた大学の研究者に通訳人の地位や育成方法、法廷通訳制度の問題点などをインタビューすることを通じて、我が国の裁判制度や通訳制度との違いを目の当たりにし、大いに刺激を受けたことを覚えています。

これらの経験を通じ、法廷通訳の観点から、オーストラリアの文化的、社会的、政治的な背景を考え、それを理解することができるようになりました。そして、日本の制度と比較することで、日本の裁判制度や実務について、その成り立ちや社会での存在意義にまで立ち返って考えられるようになりました。

現在、私は、裁判所事務官として、人事課で職員の給与に関する事務を担当しています。給与事務は、どうしても細かい点に目がいきがちですが、在外研究で培った、大局的な視点から日々の業務を見ることで、自分の仕事が裁判所の中でどんな意味を持ち、どのように役に立っているのかを意識できるようになり、今までに増してやりがいを感じています。今後は、在外研究の経験を活かし、広い視野を持って、裁判所を支えていきたいと思っています。

## 体験記 オーストラリア



名古屋高等裁判所 人事課給与第一係長

足羽 龍太郎

Ryutaro Ashiba

平成16年採用



# 裁判所職員総合研修所

埼玉県和光市にある裁判所職員総合研修所は、広大な敷地の中に最新の機器・設備を備え、裁判所書記官、家庭裁判所調査官をはじめとする職種を超えた交流が自然に行われる環境で、充実した研修・研究を行っています。

私は現在、裁判所職員総合研修所で、裁判所書記官になるための研修を受けています。

研修の科目には大きく分けて法律科目と実務科目とがあります。法律科目では、書記官として必要な法律知識を基礎から学び、実務科目では、当事者に対する手続案内や、事件の受付、調書作成などといった実践的な知識とスキルを学びます。講義以外にも、模擬裁判や実務演習などもあるので、実務経験豊富な教官の指導の下、裁判実務に即したより実践的なトレーニングを受けることができます。

研修所の魅力は、同じく書記官を目指して全国から集まった仲間とともに学べることだと思います。グループ討議や課題が出たときの勉強会などの場で研修生同士が議論することで、より深

く理解することができますし、書記官として必要な、周りの意見を聴き、自ら考え、自分の意見を周りに伝える力を培うことができますと思っています。

課業時間後でも、他の研修生と共にスポーツなどを楽しみ、親睦を深めながら楽しく寮生活を過ごしています。

仲間と共に切磋琢磨して研修に励み、信頼される書記官になるために、日々、積極的に、主体的に研修に取り組んでいます。

仲間と共に学ぶ、励む



先輩職員からのメッセージ



東京地方裁判所 裁判所事務官

藤江 ゆかり

平成21年採用



## 裁判所書記官養成課程

(一例)

裁判所事務官等が入所試験に合格すると、約1～2年にわたり法律の理論、実務等についての研修を受け、修了後に裁判所書記官に任命されます。

|      | 月           | 火        | 水        | 木        | 金         |
|------|-------------|----------|----------|----------|-----------|
| I限   | 裁判員法        | 民事訴訟法    | 刑事訴訟法    | 民事実務(執行) | 少年法・同実務   |
| II限  | 民事実務(簡裁)    | 刑事実務(令状) | 刑事実務(調書) | 民事実務(調書) | 民事実務(執行文) |
| III限 | 家事事件手続法・同実務 | 民事実務(和解) | 民事実務(保全) | 契約法II    | 消費者信用関係法  |
| IV限  | 家事演習        | 民事模擬弁論   | 刑事適条演習   | 刑事模擬公判   | 民事要件事実演習  |
| V限   |             |          |          |          |           |

主なカリキュラム: 憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、民事実務、刑事実務、家事事件手続法・同実務、少年法・同実務、法律実務演習、実務修習



私は現在、家庭裁判所調査官に必要な専門知識と技法を身に付ける2年間の養成課程研修を受けています。裁判所職員総合研修所では、経験豊富な教官による実務講義、第一線で活躍されている大学教授からの法律学、心理学、教育学等の講義、ワンウェイミラー付きの面接演習室を使用し、実践的に調査面接技法を学ぶ演習などが行われています。

同期の研修生は、大学の専攻、経験、価値観等も様々なので、講義の中で行われる討議では、意見が分かれることも少なくありません。だからこそ、それぞれの意見を検討して議論をまとめていく過程を経験することができ、家裁調査官に必要とされる知見を学ぶという目的を持って、バランスの取れた考え方を身に付けることができます。初めは、家裁調査官の仕事をやっているか不安もありましたが、研修が進むにつれ、日々、自分が成長し

ていると感じ、実際の事件を担当してみたいという期待感が高まっています。

また、書記官養成課程の研修生とも合同の授業を受けたり、課業後に一緒にスポーツをしたりして交流しています。同じ裁判所職員として研修を受けていると感ずることができることも、研修生活の充実感につながっています。

このような恵まれた環境の中で、様々な知識と考え方を一つでも多く吸収し、信頼される家裁調査官になれるよう、研修に励んでいます。



討議を通じてバランス感覚を磨く

先輩職員からのメッセージ



仙台家庭裁判所 家庭裁判所調査官補

大澤 佑輔

平成25年採用



## 家庭裁判所調査官養成課程

(一例)

|      | 月           | 火      | 水            | 木        | 金                |
|------|-------------|--------|--------------|----------|------------------|
| I限   |             |        |              |          |                  |
| II限  | 子どもの虐待      | 発達障害   | 民法・家事事件手続法演習 | 刑法・少年法演習 | 問題別事例研究(少年・薬物非行) |
| III限 |             |        |              |          |                  |
| IV限  | 問題別事例研究(家事) | 面接技法演習 | 夫婦間紛争の調査     | 知能検査     | 粗暴非行の調査          |
| V限   |             |        |              |          |                  |

主なカリキュラム: 裁判所制度、法律(民法、刑法、家事事件手続法、少年法等)、関係科学(人格研究、家族研究、非行研究等)、家事・少年調査実務、実務演習(心理テスト、面接技法、報告書等作成、事例研究等)、総合演習、関係機関見学、一般教養

総合職試験(人間科学区分)に合格して採用されると、約2年間にわたり執務に必要な行動科学や、法律等の理論及び実務についての研修を受け、修了後に家庭裁判所調査官に任命されます。

## 勤務時間・休暇

国家公務員試験採用者と同じ制度が整備されています。

- **勤務時間** 1日7時間45分
- **休日** 土曜日・日曜日(週休2日制), 祝日及び年末年始
- **休暇**
  - 年次休暇 年間20日
    - \* 4月1日採用の場合, 採用年は15日  
残日数は20日を限度として翌年に繰越し
  - 特別休暇(夏季, 結婚, 出産, 忌引等)
  - 病気休暇
  - 介護休暇

## ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

裁判所では, 以下のようなワーク・ライフ・バランスを推進するための制度が設けられており, 男女を問わず, これらの制度が広く活用されています。

- 育児休業    ■ 子の看護休暇
- 育児時間    ■ 早出遅出勤務
- 保育時間    ■ 育児短時間勤務 等

待遇については, 上記以外にも, 福利厚生として, 共済組合制度が設けられており, 職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図るために, 医療保険及び年金制度が用意されています。

一部の主要都市には, 国家公務員共済組合連合会の直営病院があり, また国家公務員共済組合連合会が運営する各地の宿泊所を部内者料金で利用することもできます。

## 給与

国家公務員試験採用者と同じです。

### ● 初任給

- 総合職試験(院卒者試験) 240,248円 (行政職俸給表(一)2級11号俸)
- 総合職試験(大卒程度試験) 213,816円 (行政職俸給表(一)2級1号俸)
- 一般職試験(大卒程度試験) 203,196円 (行政職俸給表(一)1級25号俸)
- 一般職試験(高卒者試験) 165,318円 (行政職俸給表(一)1級5号俸)

### ● 諸手当

- 期末・勤勉手当(ボーナス)
  - 1年に俸給月額などの約3.95箇月分
- 住居手当
  - 借家(賃貸のアパート等)に住んでいる職員に,  
最高27,000円
- 通勤手当
  - 交通機関を利用している職員等に, 6箇月定期券の価額等  
(1箇月当たり最高55,000円)
- 扶養手当
  - 扶養親族のある職員に, 13,000円(配偶者の場合)等
- 超過勤務手当等

\*初任給は, 東京都特別区内に勤務する場合の例です。

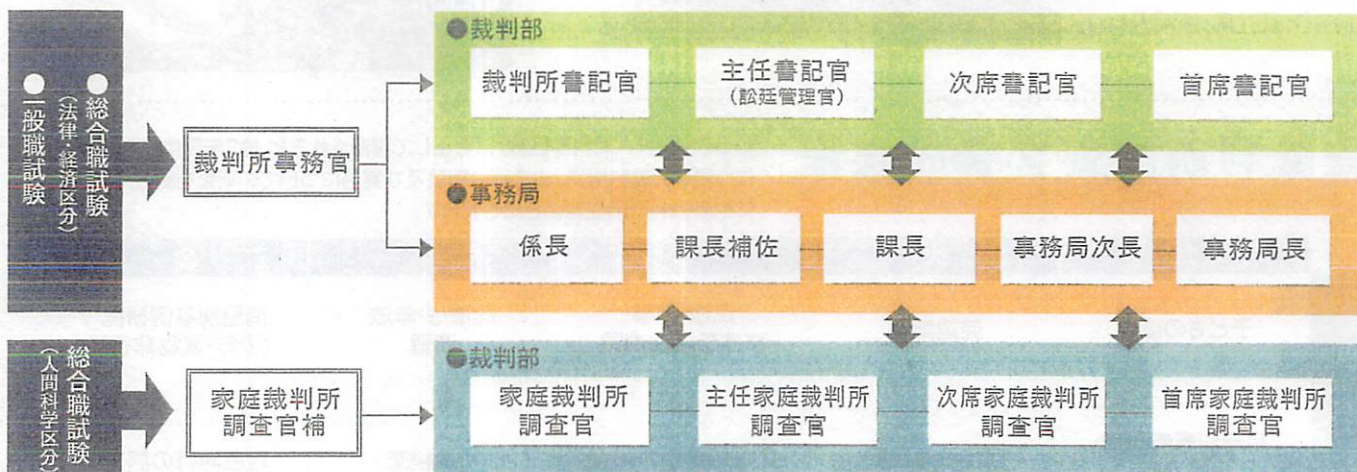
\*上記のほか, 平成24年度及び平成25年度については, 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく特例として給与減額支給措置(①基本給:△4.77% ②ボーナス:△9.77%等)が実施されています。

\*上記の内容は平成25年4月1日現在のものであり, 変更される可能性があります。最新の情報は裁判所のウェブサイトをご覧ください。

## 昇進

裁判所では, 採用試験の種類(総合職試験・一般職試験)にとらわれることなく, 成績主義・能力主義に基づく人事管理が徹底されています。

昇進の具体的なイメージは次のとおりです。異動・昇進は裁判部と事務局相互間でも行われます。



\*職員として, 在官年数, 年齢等一定の要件を満たせば, 試験を受けて簡易裁判所判事になる道も開かれています。

# 採用試験

|      |       | 総合職試験                                                       |                                                                                                           |                                                             |                                                                                                           | 一般職試験                                                       |                                           |
|------|-------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
|      |       | 院卒者試験                                                       |                                                                                                           | 大卒程度試験                                                      |                                                                                                           | 大卒程度試験                                                      | 高卒者試験                                     |
| 受験資格 |       | 法律・経済区分                                                     | 人間科学区分                                                                                                    | 法律・経済区分                                                     | 人間科学区分                                                                                                    |                                                             |                                           |
|      |       | 30歳未満(※1)であって、<br>院卒及び院卒見込みの者                               |                                                                                                           | 21歳以上30歳未満(※1)の者                                            |                                                                                                           | 21歳以上30歳未満(※1)の者                                            | 高卒見込み及び卒業後2年以内の者<br>(中学卒業後2年以上5年未満の者も受験可) |
| 試験内容 | 第1次試験 | 基礎能力試験(多肢選択式)30題<br>(知能分野27題・知識分野3題)(※2)                    |                                                                                                           | 基礎能力試験(多肢選択式)40題<br>(知能分野27題・知識分野13題)                       |                                                                                                           | 基礎能力試験(多肢選択式)45題<br>(知能分野24題・知識分野21題)                       |                                           |
|      |       | 専門試験<br>(多肢選択式)<br>30題<br>【必須】<br>憲法・民法<br>【選択】<br>刑法又は経済理論 | 専門試験<br>(記述式)<br>6題<br>【必須】<br>心理学、社会学、<br>社会福祉学、<br>教育学から1科目<br>【選択】<br>必須で選択した<br>科目又は法律学<br>(憲法、民法、刑法) | 専門試験<br>(多肢選択式)<br>30題<br>【必須】<br>憲法・民法<br>【選択】<br>刑法又は経済理論 | 専門試験<br>(記述式)<br>6題<br>【必須】<br>心理学、社会学、<br>社会福祉学、<br>教育学から1科目<br>【選択】<br>必須で選択した<br>科目又は法律学<br>(憲法、民法、刑法) | 専門試験<br>(多肢選択式)<br>30題<br>【必須】<br>憲法・民法<br>【選択】<br>刑法又は経済理論 | 作文試験<br>1題                                |
|      | 第2次試験 | 政策論文試験<br>(記述式)<br>1題                                       |                                                                                                           | 論文試験(小論文)<br>1題(※3)                                         |                                                                                                           | 論文試験<br>(小論文)<br>1題                                         |                                           |
|      |       | 論文試験(小論文)<br>1題(※3)                                         |                                                                                                           | 論文試験(小論文)<br>1題(※3)                                         |                                                                                                           |                                                             |                                           |
|      |       | 専門試験<br>(記述式)<br>4題<br>【必須】<br>憲法、民法、刑法<br>【選択】<br>民訴法又は刑訴法 | 専門試験<br>(記述式)<br>2題<br>13科目(※4)から<br>2科目を選択                                                               | 専門試験<br>(記述式)<br>3題<br>憲法、民法、刑法                             | 専門試験<br>(記述式)<br>2題<br>13科目(※4)から<br>2科目を選択                                                               | 専門試験<br>(記述式)<br>1題<br>憲法                                   |                                           |
| 試験   | 第3次   | 人物試験<br>(個別面接)                                              | 人物試験<br>(集団討論及び個別面接)                                                                                      | 人物試験<br>(個別面接)                                              | 人物試験<br>(集団討論及び個別面接)                                                                                      | 人物試験<br>(個別面接)                                              | 人物試験<br>(個別面接)                            |
|      |       | 人物試験<br>(集団討論及び個別面接)                                        |                                                                                                           | 人物試験<br>(集団討論及び個別面接)                                        |                                                                                                           |                                                             |                                           |

一般職試験(社会人試験)は採用予定がある場合に実施します。

(※1)年齢は、受験する年の4月1日現在 (※2)法律・経済区分の特例希望者は40題(知能分野27題・知識分野13題) (※3)特例希望者のみ

(※4)臨床心理学、発達心理学、社会心理学、家族社会学、社会病理学、社会福祉援助技術、児童福祉論、老人福祉論、教育方法学、教育心理学、教育社会学、民法、刑法(ただし、児童福祉論と老人福祉論は同時選択不可。)

## 試験Q&A

### Q 総合職試験と一般職試験との違いは何ですか？

A 総合職試験は、政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを、一般職試験は、的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う試験です。ただし、裁判所では、従前から、成績主義・能力主義に基づく人事管理が徹底されていますので、採用試験の種類にかかわらず、その能力や勤務成績次第で昇進の道が大きく開かれています。

### Q 試験によって、採用される職種は異なるのですか？

A 総合職試験(法律・経済区分)又は一般職試験の受験者は、裁判所事務官として採用されます。また、総合職試験(人間科学区分)の受験者は、家庭裁判所調査官として採用されます。

### Q 総合職試験(法律・経済区分)の特例制度とは何ですか？

A 総合職試験(法律・経済区分)の受験者が、申込みの際に特例を希望して各試験科目を有効に受験すると、総合職試験に不合格となった場合に、一般職試験(大卒程度試験)受験者としての合否判定を受けることができる制度です。特例の希望の有無が合否に影響することはありません。

### Q 現在、大学院生ですが、大卒程度試験は受験できますか？

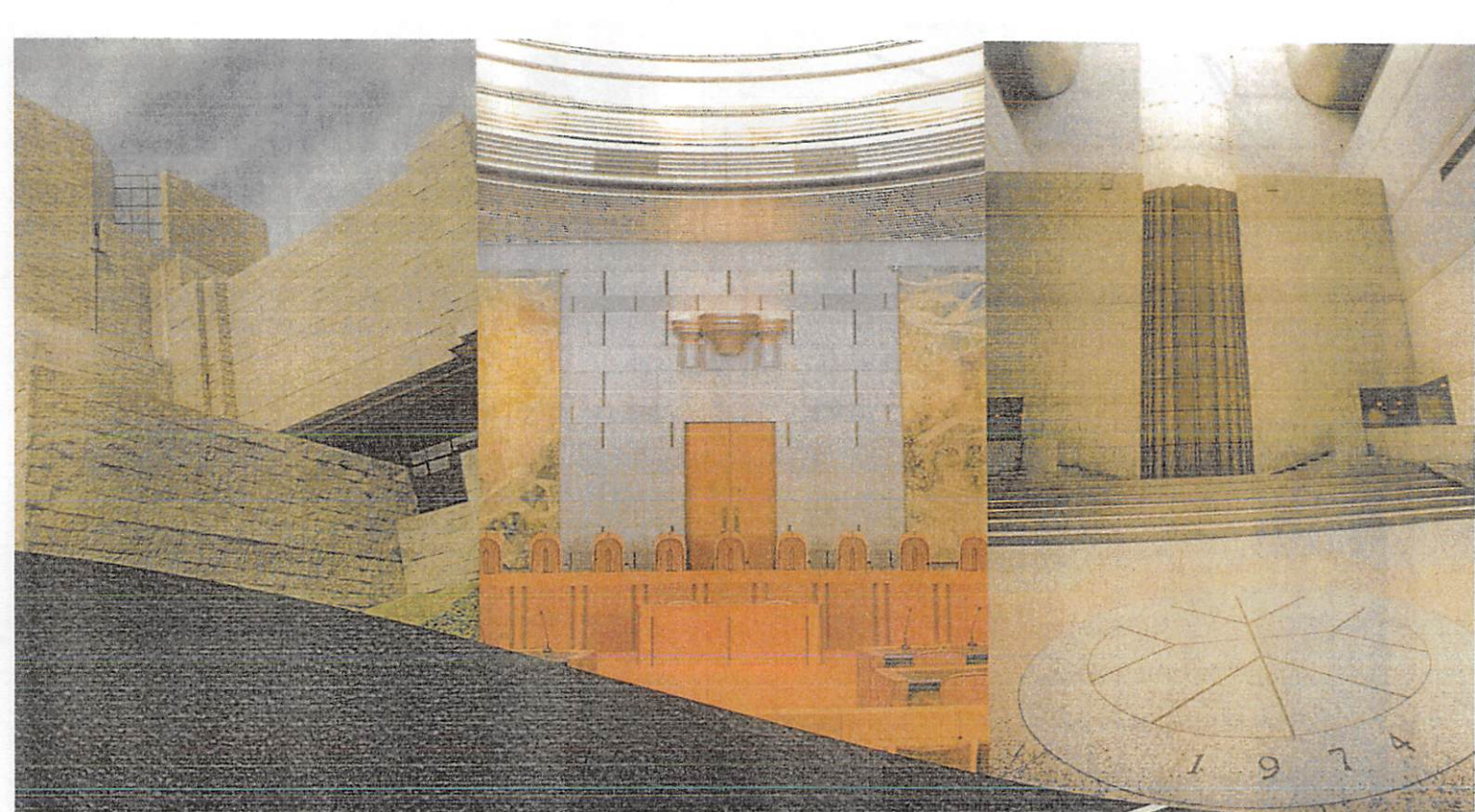
A 可能です。ただ、院卒者試験を設けた趣旨や、院卒者にふさわしい試験内容としている観点からすると、大学院修了見込みや院卒者の方は、院卒者試験を受験することを推奨します。

### Q 受験の申込方法を教えてください。

A 総合職試験(院卒者試験/大卒程度試験)及び一般職試験(大卒程度試験)についてはインターネットで受験申込みをすることができます。また、受験案内(受験申込書)を入手して受験申込書を郵送する方法もあります。これらの試験の受験案内は2月末頃、一般職試験(高卒者試験)の受験案内は5月末頃から裁判所ウェブサイトに掲載するとともに、全国の裁判所で配布します。

### Q 採用試験についてもっと詳しい情報を知りたいです。

A 裁判所ウェブサイトの「裁判所職員採用試験」のページには、試験の概要、受験から採用までの流れ、過去の試験問題、先輩職員からのメッセージ、説明会のお知らせなど、たくさんの情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。



<http://www.courts.go.jp/>

最高裁判所事務総局人事局任用課

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号 TEL:03-3264-8111(大代表)

平成25年10月